（電波の利用状況の調査等に関する省令の一部改正）

第六条　電波の利用状況の調査等に関する省令（平成十四年総務省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関する省令	電波の利用状況の調査等に関する省令
（目的）	（目的）
第一条　この省令は、電波の利用状況の調査及び電波の有効利用の程度の評価に関し、必要となる事項を定めることを目的とする。	**第一条**　この省令は、電波の利用状況の調査等に関し、必要となる事項を定めることを目的とする。
（用語）	（用語）
第二条　この省令において使用する用語は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。）及び無線通信規則第一条において使用する用語の例による。	**第二条**　この省令において使用する用語は、法及び無線通信規則第一条において使用する用語の例による。
（利用状況調査に係る無線局の種類）	（利用状況調査に係る周波数帯）
第三条　総務大臣は、次の各号に掲げる無線局の種類に応じ、当該各号に定める期間を周期として、法第二十六条の二第一項に規定する利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。	**第三条**　総務大臣は、おおむね二年を周期として、次に掲げる周波数帯ごとに、法第二十六条の二第一項に規定する利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。
［削る］	［新設］
一　法第二十六条の二第一項第一号に掲げる電気通信業務用基地局（以下この条及び第五条において単に「電気通信業務用基地局」という。）　一年	一　七一四MHz以下のもの
二　法第二十六条の二第一項第二号に掲げる電気通信業務用基地局以外の無線局のうち、公共業務用無線局（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第二条第三号に規定する公共業務用無線局をいい、法第百三条の二第十四項に規定する国の機関等が開設する無線局並びに同条第十五項第一号及び第二号に掲げる無線局のうち特に調査する必要があるものとして総務大臣が指定するものに限る。次号において同じ。）　一年	二　七一四MHzを超えるもの
三　法第二十六条の二第一項第二号に掲げる電気通信業務用基地局以外の無線局のうち、公共業務用無線局以外の無線局　次に掲げる周波数帯ごとにおおむね二年	［新設］
イ　七一四MHz以下のもの	［新設］
ロ　七一四MHzを超えるもの	
2　前項の規定にかかわらず、総務大臣は、電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局に係る利用状況調査については、毎年、電気通信業務用基地局に係る利用状況調査と併せて行うものとする。	2　前項の規定にかかわらず、総務大臣は、次に掲げる周波数帯については、毎年、利用状況調査を行うものとする。
［削る］	一　設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局の使用する周波数帯
［削る］	二　設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局が使用する周波数帯のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下のもの